

「埼玉県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」要旨

平成26年4月1日施行、平成27年10月26日改正・施行

項目	改正後の基準の要旨
1 定義 第 1-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県所管の通所介護事業所の利用者に、当該事業所の設備等を利用して宿泊サービスを提供する事業を対象とする。 ・ なお、事業所と別の階・建物を利用する宿泊サービスの提供を含む。(条例参照)
2 サービスの基本原則 第 1-3～1-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時又は短期的な利用(とすること)に限ること。 ・ 連続利用は他の介護保険サービス等への変更も含めて検討すること。 ・ サービス提供日数は、連続30日以内とし、要介護認定有効期間の概ね半数を超えないこと。 ・ 利用者の意思・人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。 ・ 利用者の状況や宿泊サービスの提供内容を居宅介護支援事業者等と連携すること。 ・ 利用者の事故防止に努めること。(居宅サービスの一般原則と同様、条例参照) ・ 居宅サービス計画に沿ってサービスを提供すること。また、居宅介護支援専門員等による適切なアセスメントを経なければならず、安易に位置付けないこと。
3 人員配置 第 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護(看護)職員を常時、利用者9人に1人以上の、サービスに応じた必要数確保すること。 ・ 介護職員は介護福祉士・ヘルパー資格者の配置が望ましい。 ・ 緊急時に対応する職員又は連絡体制を整備すること。 ・ 宿泊サービス事業所に勤務する者の中から管理者を配置すること。
4 利用定員 第 3-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員は9人以下かつ指定通所介護事業所等の1/2以下とすること。
5 宿泊室 第 3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊室の面積は1室又は個室以外の場合は1人あたり7.43㎡以上とすること。 ・ 個室以外の宿泊室の定員は、1室あたり4人以下とし、カーテン、パーテーションや家具などの仕切りによりプライバシーを確保すること。 ・ 男女同室とならないよう配慮すること ・ 消防法令上に規定された手続きに従い、必要な設備を確実に設置すること。
6 契約手続等 第 4-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書の説明、契約、費用請求において宿泊と通所を混同しないこと。
7 宿泊サービス計画 第 4-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4日以上連続利用者に対して宿泊サービス計画を作成すること。4日未満の連続利用者で反復・継続的利用がある者についても宿泊サービス計画を作成すること(が望ましい)。 ・ 利用者から宿泊サービス計画の同意を得て、書面により交付すること。 ・ 居宅サービス計画に沿って作成し、(必要に応じ)長期利用とならないよう居宅介護支援事業者と連携すること。やむを得ず長期利用となった場合は計画の見直しを行うこと。
8 サービス 第 4-5～9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護は、利用者のプライバシー、尊厳の確保に十分配慮して行うこと。 ・ 施設、食器、リネン類及び寝具その他の設備、飲用水の衛生的な管理に努めること。
9 運営規程 第 5-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項にかかる運営規程を定めること
10 非常災害対策 第 5-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に夜間を想定した避難・救出訓練を実施すること ・ 宿泊サービス事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。(条例参照)
11 事故対応 第 5-10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に事故が発生した場合は、市町村、家族、居宅介護支援事業者に連絡を行う他、必要に応じて県等の関係機関に情報提供をし、必要な措置を講ずること。
12 調査協力 第 6-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施状況等の確認のため、埼玉県又は市町村が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合は必要な改善を行うこと。
13 届出公表 第 6-1～2 附則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始届は宿泊サービスの提供開始前、変更届は変更後10日以内、休止届又は廃止届は休止又は廃止の1月前までに届け出ること。(条例参照) ・ 届出・公表内容に利用料金及び非常災害時用備蓄の実施状況を追加する。 ・ 届出内容は介護サービス情報の基本情報に追加する他、県ホームページで公表する。 ・ 既に届出をしている事業所は、簡略版様式による開始届を11月30日までにすること。